

| | |
|---------------------------------------|--|
| 1.商品名(愛称) | 当座預金(決済用預金に該当します) |
| 2.販売対象 | ・法人および個人の方(ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります。) |
| 3.期間 | ・期間の定めはありません。 |
| 4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 | ・随時預入 ・1円以上 ・1円単位 |
| 5.払戻方法 | ・小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合には、支払います。 ・払戻しの場合には、小切手を使用してください。 |
| 6.利息 | ・無利息 |
| 7.税金 | |
| 8.手数料 | 手形用紙、小切手用紙の発行については別途金庫が呈示する手数料が必要です。 |
| 9.付加できる特約事項 | |
| 10.中途解約時の取扱い | |
| 11.金利情報の入手方法 | |
| 12.苦情処理措置 紛争解決措置 | <p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時~17時、電話:0565-31-1616)にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停) - もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| 13.その他参考となる事項 | <p>・公共料金等の自動支払もできます。</p> <p>・預金保険制度により全額保護されます。</p> |